

育児休業給付金延長の取扱い一部変更についてのお知らせ

育児休業給付金は一定の要件を満たした場合、最大6ヶ月まで給付を受けられる期間を延長できます。平成23年8月5日より、この要件が、下記のとおり一部変更となりましたのでお知らせいたします。

各事業所担当者様におかれましては、現育児休業取得者について再確認及び問い合わせ時に適切な説明を、また、支給申請時に職場復帰されていないかの確認をよろしく願いいたします。

保育園に入所できない事に係る延長対象の要件として

保育所の入所申し込み（入所希望日は、誕生日以前となっていること）を行っているが、入所待ちのため復帰出来ないような「やむを得ない」理由があった場合であること。

【注意事項】：市区町村により、入所申し込みの時期も様々ですので、提出時期の確認は、十分余裕を持ってご確認下さい。

これまで当初の育児休業申出書の休業の期間が1歳の誕生日の前日までとなっていることが、延長対象の要件とされていましたが、平成23年8月5日より、当初から育児休業の終了日が1歳の誕生日（※）以降の育児休業の取得を予定されている場合でも該当することとなります。

確認書類について

1. 市区町村の証明書
①不承諾通知（保留通知）と②入所申込書（入所申込日及び入所希望日の確認のため）の写し
2. ③その他安定所より提出を求められた書類
以上の書類の提出により確認させていただいております。

延長対象とならない事例

1. 市区町村に問い合わせをしたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、入所申し込みを行わなかった場合。
2. 無認可保育所への入所希望申し込みの場合。
3. 入所希望日が、1歳の誕生日（※）の翌日以降となっている場合。
(市区町村により、毎月1日の入所希望でなければ入所申し込みの受付が出来ないところがあり、例えば、10月29日誕生日の場合、10月1日以前の入所希望でなければ、給付金の延長対象とはならないのでご注意ください。)

※平成22年6月30日より、いわゆる「パパ・ママ育休プラス制度（父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長）」が施行されたことにより、当該制度を利用して育児休業を取得する場合には、一定の要件を満たすと子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、1年まで育児休業給付金が支給されます。

このため、当該制度を利用する場合、「1歳の誕生日」を「休業終了予定日の翌日」と読み替えて取扱いします。

公共職業安定所（ハローワーク）

(H23. 8. 5)